

居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払について

箕面市 介護・医療・年金室

居宅介護（介護予防）住宅改修費は、利用者が改修費用の全額を一旦住宅改修の事業者を支払った後に、7割から9割の保険給付分を市に申請し払い戻しを受けるという「償還払」方式により支給しておりますが、箕面市ではこれと併せ「受領委任払」方式による支給をしています。

「受領委任払」とは、住宅改修の事業者と利用者との合意のもと、事業者は利用者から改修費用の1割から3割分のみを利用者負担額として受け取り、残り9割から7割の保険給付分は市が事業者に支給するという方法です。これにより利用者は改修費用の全額を事業者に支払う必要がなくなります。

1. 受領委任払を利用することができない人

介護保険料に未納があり、給付制限を受けている人

2. 受領委任払を利用するための手順

受領委任払を利用することについて事業者と利用者との間で合意した場合は、以下の手順により手続きを行います。

(1) 事前申請（工事着工前）

利用者は、住宅改修の工事を着工する前に以下の書類を市へ提出します。

- ①介護保険住宅改修費受領委任払承認申請書（市所定用紙）
- ②介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（市所定用紙）
- ③所有者の承諾書（市所定用紙）（住宅改修を行う住宅の所有者が当該利用者でない場合）
- ④住宅改修が必要な理由書（市所定用紙）（担当ケアマネジャー等が作成）
- ⑤工事費用の見積書（工事内訳添付）
- ⑥工事の平面図（改修後の完成状態、改修箇所がわかるもの）
- ⑦改修前の写真（トイレ、浴室、廊下等改修箇所毎の写真で、日付が確認できるもの）

(2) - 1 受領委任払承認申請の審査・決定通知について

市で受領委任払承認申請の審査を行い、「介護保険住宅改修費受領委任払承認・不承認決定通知書」を事業者及び利用者へ送付します。なお、不承認となった場合、支給方法は「償還払」となりますので、ご注意願います。

(2) - 2 事前申請の審査・確認通知について

市で事前申請書類を審査した後、利用者あてに「介護保険住宅改修費の事前申請書類の確認について」を送付します。利用者は、この通知を受けてから住宅改修を着工します。

なお、送付の際には「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事完了届」（後記（5）事後申請で必要）を同封します。

また、前記（2）- 1の審査の結果、承認となった場合、事業者あてには「請求書」（後記（5）事後申請で必要）も送付します。

(3) 住宅改修の完了及び利用者負担額の支払い

事業者は、住宅改修完了後、介護保険対象の改修費用に1割から3割を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）を利用者負担額として利用者から受領します。

【利用者負担額（1割から3割）の算出に当たっての留意事項】

○ 1円未満の端数は切り上げます。（下記の例は利用者負担1割の場合）

（例1）改修費用の額が134,567円の場合

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 134,567 \text{ 円} \times 1 / 10 = 13,456.7 \text{ 円} \\ &\doteq \underline{13,457 \text{ 円}} \text{（1円未満の端数切り上げ）} \end{aligned}$$

○ 住宅改修を行うことにより、利用者が行った住宅改修に係る改修費用の額が支給限度基準額（20万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の改修費用の額に10分の1を乗じた額と支給限度基準額を超える額の合計額を利用者負担額として支払いを受けます。

（例2）既に160,555円分の住宅改修を行っている利用者が、80,000円の住宅改修を行った場合

$$\begin{aligned} \text{（支給限度基準額内の改修費用の額）} &= 200,000 \text{ 円} - 160,555 \text{ 円} \\ &= 39,445 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{（支給限度基準額を超える改修費用の額）} &= 80,000 \text{ 円} - 39,445 \text{ 円} \\ &= 40,555 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 39,445 \text{ 円} \times 1 / 10 + 40,555 \text{ 円} \\ &= 3,944.5 \text{ 円} + 40,555 \text{ 円} = 44,499.5 \text{ 円} \\ &\doteq \underline{44,500 \text{ 円}} \text{（1円未満の端数切り上げ）} \end{aligned}$$

※支給限度基準額を超える改修費用の額は、住宅改修費の支給の対象とはなりません。

(4) 領収証の交付

事業者は、利用者から利用者負担額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、以下の事項を記載した領収証を発行願います。

- ・ 領収年月日
- ・ 事業者の名称
- ・ 住宅改修の対象となる被保険者の氏名
- ・ 利用者負担額（介護保険対象の1割から3割分＋超過分）

※領収額の内訳として、1割から3割分と超過分の額を各々記入願います。

（介護保険対象外は算入しないで下さい）

※支給限度基準額は、必ず担当ケアマネジャー等に確認して下さい。

（領収証の例）P2（3）（例2）の場合

領 収 証		令和元年5月20日
箕面 太郎 様		
金 額	¥ 4 4 , 5 0 0 -	
<p>但し、トイレへの手すりの取り付け及び廊下の段差解消工事（介護保険対象 1割分 3,945円、超過分 40,555円）の利用者負担額として 上記の金額正に領収いたしました。</p>		
（住宅改修施工事業者名）		印

(5) 事後申請（工事完了後）

○利用者は、事業者利用者負担額を支払った後、以下の書類を市へ提出します。

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事完了届（市所定用紙）
- ②工事費用の領収証の写し（確認のため原本を提示してください）
- ③改修後の写真（トイレ、浴室、廊下等改修箇所毎の写真で、日付が確認できるもの）

○事業者は、以下の書類を市へ提出願います。

- ④請求書（市所定用紙）

※上記①から④の書類は、一緒に提出して下さい。

3. 受領委任払による支給の手順

前記2(5)の事後申請を受け付け後、内容を審査し、適当と認めたものについて保険給付分(7割から9割)の支給額を決定し、利用者に対し「介護保険住宅改修費支給決定通知書」を送付します。その後、事業者の指定口座に住宅改修費の支給額を振り込みます。

【通知及び支払いの時期について】

- 利用者から箕面市へ毎月20日頃までに事後申請をされた場合、翌月中旬頃に箕面市から利用者へ「介護保険住宅改修費支給決定通知書」を送付します。また事業者の指定口座への支給額の振込みは、翌月の下旬頃となる予定です。
- 申請書類に不備があった場合や、改修後の確認訪問のための日程調整に通常以上に時間を要した場合等は、通知や支払いが遅れることがあります。

住宅改修を行う際は、利用者と事業者、ケアマネジャー等との間の十分な連携のうえで実施されるようお願いいたします。

【住宅改修に関するお問い合わせ先】

(事前相談・審査・書類の提出など)

箕面市 健康福祉部 高齢福祉室(総合保健福祉センター1階)

電話 072-727-9500(代表)

(支払関係)

箕面市 市民部 介護・医療・年金室

介護保険グループ(市役所本館1階)

電話 072-724-6860(直通)

※各種申請書は、本市ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス：<https://www.city.minoh.lg.jp/>